

## 警報発令時における学校の対応について

- 1 午前6時30分の時点で、紀南地方、東牟婁、または串本町に**暴風、大雨、洪水警報及び各特別警報**のいずれかが発令されている場合、生徒は自宅待機とする。
  - ①午前11時までには上記警報が解除された場合、生徒は安全を確保し、速やかに登校する。
  - ②午前11時を過ぎても上記警報が解除されない場合は臨時休校とする。
  - ③登校途中に上記警報が発令された場合、安全を確保しつつ帰宅する。
- 2 午前6時30分の時点で、自分の住んでいる地域（例：古座川町、すさみ町、那智勝浦町、新宮市等）に**暴風、大雨、洪水警報及び各特別警報**のいずれかが発令されている場合、串本町に同警報が発令されていなくても生徒は自宅待機とする。
  - ①午前11時までには上記警報が解除された場合は安全を確保し、速やかに登校する。ただし、串本町に警報が出ている場合は臨時休校とする。
  - ②午前11時を過ぎても上記警報が解除されない場合は臨時休校とする。
  - ③登校中に上記警報が発令された場合、は安全を確保しつつ帰宅する。
- 3 上記警報が発令されていない場合であっても、通学路等の状況が危険な場合や交通機関の不通等で登校不可能な場合は、学校に連絡の上、自宅待機とする。
- 4 **津波警報等**、地震による警報・注意報が発令された場合、市役所及び町村役場による避難勧告・指示等に従い、安全確保に努めること。（家庭では必ず家族の避難場所を確認しておくこと）
- 5 臨時休校等の措置を行った場合は、後日、振替授業を行う。
- 6 考查期間中における警報等への対応について
  - ①午前6時30分に上記警報等が発令されている場合は、以降解除されても臨時休校とする。
  - ②当日の考查は考查最終日の翌授業日に実施するものとする。
  - ③警報等の影響で受験できなかった生徒の考查については別途対応する。

※常に最新の気象情報に留意して、安全な行動を心掛けること。  
※気象情報はテレビのd放送、防災メール(登録必要)、電話177で確認すること。